

演奏する楽器が異なるメンバーと、音を正確に合わせながら一つの音楽を作り上げていく吹奏楽。美しく、迫力ある演奏は聴く人を魅了します。

そんな吹奏楽の演奏を、1年を通して区内のホールやイベント会場などで聴かせてくれるのが葛飾吹奏楽団ジュニアバンドです。母体の葛飾吹奏楽団に「小中学生でも楽団に参加したい」との声が多く寄せられたことから、葛飾吹奏楽団設立30周年を迎えた平成17年に、小学3年生～中学生で構成される「葛飾吹奏楽団ジュニアバンド」が結成されました。現在は約20人が在籍し、毎週日曜日に総合教育センターで活動しています。また、定期演奏会「ハートフルコンサート」や区が開催する「子どもまつり」など、年間を通してさまざまな場所で演奏を披露しています。吹奏楽コンクール東京都予選には一般の部(大人の部)で参加しており、令和3年度は銀賞を受賞しました。

葛飾吹奏楽団ジュニアバンド

**協働のまち葛飾**

地域の皆さん・事業者・区が「地域をより住みやすく、より良いまちにしよう」と考えて協力する「協働」の取り組みが、区内に広がっています。

【担当課】 政策企画課協働推進担当

☎03(5654)8177

活動に興味のある方は、葛飾吹奏楽団ホームページ(<http://kassui.tokyo.jp>)をご覧ください。



寧に教えますので、楽器を触ったことがないような初心者でも安心して参加できます。子どもたちに指導する際は、まず楽器や音楽を好きになってもらうことを意識しています。その上で、コンクールには目標を持って参加し、みんなで一つの音楽を作り上げていく楽しさを味わってもらえたらと思っています。実際に子どもたちから「吹奏楽が好きになった。大きくなっても吹奏楽を続けたい」などの声もあり、やりがいを感じています。一緒に活動する仲間をお待ちしています！と話してくれました。

葛飾を伝える隊

【担当課】 広報課 ☎03-5654-8115

区ホームページやフェイスブック、ツイッターで発信している区の出来事の一部を紹介します。

南奥戸小で縄づくり体験授業



2月19日、南奥戸小学校で縄づくり体験授業が行われ、児童たちは授業を通して「大しめ縄神事」について学びました。約8mにもなるしめ縄をわらから作り鳥居に架ける、奥戸天祖神社の行事「大しめ縄神事」は、区の無形民俗文化財に登録されています。

市民消火隊感謝状贈呈式



2月20日、市民消火隊として長年地域の防災活動に尽力された皆さんと、令和3年12月の住宅火災で迅速な初期消火を行った四つ木町会市民消火隊の皆さんに感謝状を贈呈しました。市民消火隊は、防災市民組織の消火隊として地域の防災行動力向上のために活動しています。

東水元小と新潟県五泉市立橋田小の児童がリモートで交流



両校は、能代川サケ・マス増殖組合からサケの受精卵をもらい、水槽で飼育して稚魚まで育ててきました。2月22日、児童たちはリモート(ビデオ通話)で交流し、サケを育てた経験を通して学んだ事をお互いに発表しました。練習の成果を発揮し、上手に発表できました。

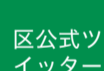
立石安心フェア



3月5日、京成立石駅周辺で防災イベント「立石安心フェア」が開催されました。東日本大震災の被災地(宮城県石巻市雄勝町)支援イベントや、地域防災クイズ、ラップライブなど、さまざまな催しが行われました。コロナ対策をしながらの開催でしたが、当日は盛り上がりを見せました。

ツイートランキング (2月16日～3月15日)

- 1位 南葛SCの選手による絵本の読み聞かせ
- 2位 南葛SCキックオフカンファレンス
- 3位 Jアラート全国一斉試験放送を実施



こんなときは

国民健康保険の届け出が必要です



国民健康保険に加入するときや、やめるときなどは、事由が発生した日から14日以内に国保年金課または区民事務所へ必ず届け出をしてください。【届け出・担当課】 国保年金課(区役所3階315番) ☎03-5654-8210

	届け出をするとき	届け出に必要な物
加入するとき	葛飾区に転入し、引き続き国保に加入するとき	必要な物はありません。転入の届け出の際に、加入を申し出てください。 ※外国籍の方で在留資格が「特定活動」の場合は「指定書」が必要です。
	職場の健康保険をやめたときや、扶養家族でなくなったとき	職場の健康保険をやめた日付を証明できる物(資格喪失証明書・退職証明書・離職票など)、扶養でなくなった日付を証明できる物(被扶養者資格喪失証明書など)
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書または保護停止決定通知書
	国保加入者に子どもが生まれたとき	必要な物はありません。出生届を提出の際に、加入を申し出てください。
	職場の健康保険に加入していない外国籍の方が住民基本台帳に登録されたとき	パスポート、在留カード、特別永住者証明書など ※在留資格が「特定活動」の場合は「指定書」が必要です。
やめるとき	葛飾区外へ転出するとき	葛飾区の国民健康保険証
	職場の健康保険に加入したときや、扶養家族になったとき ※職場から区役所への連絡はありません。ご自身でやめる届け出が必要です。	葛飾区の国民健康保険証と、職場の健康保険に加入した日付(扶養認定された日付)を証明できる物(職場の健康保険証・資格取得証明書など)
	生活保護を受けるようになったとき	葛飾区の国民健康保険証と、保護開始決定通知書・保護変更決定通知書・保護受給証明書のいずれか
	国保加入者が死亡したとき	亡くなられた方の葛飾区の国民健康保険証 ※世帯主が亡くなられた場合は世帯員全員の国民健康保険証
その他	区内で住所・氏名・世帯主が変わったとき	葛飾区の国民健康保険証

- ▶ 同一世帯でない方の加入や変更の届け出には、委任状が必要です。
- ▶ 世帯主と異動する世帯員のマイナンバーを確認できる物(マイナンバー(個人番号)カード・通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写しのいずれか)と、届出者の顔写真付きの本人確認書類(マイナンバー(個人番号)カード・運転免許証・パスポートなど)をお持ちください。高齢受給者証をお持ちの方(70～74歳までの方は、あわせてお持ちください)。
- ▶ 国民健康保険証は簡易書留郵便で送付します。即日交付を希望する場合は、本人確認書類を必ずお持ちください。
- ▶ 世帯主が葛飾区の国民健康保険以外の健康保険に加入しているときは、その保険の種類と扶養に入れられない理由をお尋ねします。
- ▶ 保険料のお支払いは、年金から天引きされる方を除いて、口座振替でのお支払いをお願いします。国民健康保険に加入する届け出の際は、キャッシュカード、または通帳および金融機関届出印をお持ちください。